

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 公開抽選による保留地の売払い【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】 2
- 一般競争入札による保留地の売払い【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】 9

北九州市公告第488号

保留地を公開抽選により売り払うので、北九州市土地区画整理事業保留地処分規則（平成6年北九州市規則第14号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 公開抽選の申込書等の配布場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課  
電話 093-582-2469
  - (2) 期間 この公告の日から平成30年8月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分までの間
- 3 公開抽選の申込書の受付場所等
  - (1) 場所 前項第1号の場所と同じ。
  - (2) 期間 平成30年8月27日から同月31日までの毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までの間
  - (3) 方法 申込書の提出は、持参によるものとする。
- 4 公開抽選の場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎15階 15C会議室
  - (2) 日時 平成30年10月1日から同月3日までの間で個別に通知する日時に行う。
- 5 公開抽選に参加することができる者の資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定を準用するものとする。
  - (2) 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
    - イ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
    - ウ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

エ 法人でその役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ケ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

コ アからケまでのいずれかに掲げる者の依頼を受けて公開抽選に参加しようとする者

(3) 北九州市土地区画整理事業保留地処分規則第4条第2項の規定により公募分譲の手引きにおいて定める抽選申込の資格を有する者

## 6 土地利用の条件

公募分譲の手引きに示された土地利用の条件を遵守すること。

## 7 抽選申込金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

抽選申込希望者は、申込みの際、抽選申込金として、10万円を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

抽選申込金は、次に掲げる区分の定めるところにより返還する。ただし、当選者が契約を締結しないときは、返還しない。

ア 抽選申込有資格決定者（イに掲げる者を除く。）

抽選の日から2週間以内

イ 当選者

契約を締結したとき。

ウ 抽選申込みについて不適格と決定された者

当該決定後2週間以内

### (3) 充当

当選者の抽選申込金は、契約保証金に充当することができる。

## 8 契約の締結

当選者は、公開抽選結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、北九州市（以下「市」という。）と保留地売買契約を締結しなければならない。

らない。

## 9 契約保証金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

当選者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上に相当する金額を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後に返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、返還しない。

### (3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

## 10 公開抽選の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、抽選は、無効とする。

(1) この公告に示した公開抽選に参加することができる資格のない者が抽選に参加し、当選したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、抽選に際し不正の行為があったとき。

## 11 公開抽選の中止

(1) 特別の事情がある場合は、抽選を中止し、延期し、又は取り消すことがある。

(2) 前号の場合において、抽選者及び抽選に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責を負わない。

## 12 先着順売払いについて

売払い物件について抽選申込者がいないとき、又は当選者（繰上げ当選者を含む。）が契約を締結しないときは、平成30年10月22日午前10時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。

## 13 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

### (2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、申込みは、無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他公募分譲の手引きに違反すると認められた場合

(3) 詳細は、公募分譲の手引きによる。

(4) この公告に係る保留地の売払いを担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2469

別表

宅地

番号	保留地番号 (土地の所在)	地積 (㎡)	価格 (円)
1	保留地第111-1号 (若松区塩屋四丁目1 1番107)	232.30	13,032,030
2	保留地第111-2号 (若松区塩屋四丁目1 1番108)	210.87	11,703,285
3	保留地第111-3号 (若松区塩屋四丁目1 1番109)	210.96	11,708,280
4	保留地第111-4号 (若松区塩屋四丁目1 1番110)	210.98	11,709,390
5	保留地第111-5号 (若松区塩屋四丁目1 1番111)	214.28	11,892,540
6	保留地第111-6号 (若松区塩屋四丁目1 1番112)	211.98	11,764,890
7	保留地第111-7号 (若松区塩屋四丁目1 1番113)	230.07	13,160,004
8	保留地第111-8号 (若松区塩屋四丁目1 1番101)	246.56	14,078,576
9	保留地第111-9号 (若松区塩屋四丁目1 1番102)	226.26	12,693,186
10	保留地第111-10号 (若松区塩屋四丁目 11番103)	229.59	12,879,999

1 1	保留地第 1 1 1 - 1 1 号 (若松区塩屋四丁目 1 1 番 1 0 4)	2 2 8 . 0 4	1 2 , 7 9 3 , 0 4 4
1 2	保留地第 1 1 1 - 1 2 号 (若松区塩屋四丁目 1 1 番 1 0 5)	2 2 7 . 5 2	1 2 , 7 6 3 , 8 7 2
1 3	保留地第 1 1 1 - 1 3 号 (若松区塩屋四丁目 1 1 番 1 0 6)	2 4 0 . 3 5	1 3 , 6 2 7 , 8 4 5
1 4	保留地第 1 6 0 号 (若松区塩屋四丁目 1 2 番 1 1 0)	2 3 8 . 2 3	1 4 , 0 3 1 , 7 4 7
1 5	保留地第 1 6 1 号 (若松区塩屋四丁目 1 2 番 1 0 6)	2 3 8 . 2 1	1 4 , 0 3 0 , 5 6 9
1 6	保留地第 1 1 2 - 1 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 0 7)	2 3 0 . 9 9	1 2 , 5 6 5 , 8 5 6
1 7	保留地第 1 1 2 - 2 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 0 8)	2 1 6 . 3 1	1 1 , 5 5 0 , 9 5 4
1 8	保留地第 1 1 2 - 3 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 0 9)	2 1 3 . 1 8	1 1 , 3 8 3 , 8 1 2
1 9	保留地第 1 1 2 - 4 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 1 0)	2 1 4 . 3 8	1 1 , 4 4 7 , 8 9 2
2 0	保留地第 1 1 2 - 5 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 1 1)	2 1 4 . 1 3	1 1 , 4 3 4 , 5 4 2
2 1	保留地第 1 1 2 - 6 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 1 2)	2 1 4 . 1 5	1 1 , 4 3 5 , 6 1 0
2 2	保留地第 1 1 2 - 7 号 (若松区塩屋四丁目 1 4 番 1 1 3)	2 3 7 . 9 6	1 2 , 8 2 6 , 0 4 4
2 3	保留地第 1 1 2 - 8 号	2 4 7 . 0 8	1 3 , 5 8 9 , 4 0 0

	(若松区塩屋四丁目1 4番101)		
24	保留地第112-9号 (若松区塩屋四丁目1 4番102)	229.17	12, 489, 765
25	保留地第112-10 号(若松区塩屋四丁目 14番103)	228.46	12, 451, 070
26	保留地第112-11 号(若松区塩屋四丁目 14番104)	229.25	12, 494, 125
27	保留地第112-12 号(若松区塩屋四丁目 14番105)	232.81	12, 688, 145
28	保留地第112-13 号(若松区塩屋四丁目 14番106)	244.60	13, 575, 300
29	保留地第131-1号 (小敷ひびきの一丁目 1番107)	274.56	14, 716, 416
30	保留地第131-2号 (小敷ひびきの一丁目 1番106)	274.56	14, 716, 416
31	保留地第131-3号 (小敷ひびきの一丁目 1番105)	275.35	14, 758, 760
32	保留地第131-4号 (小敷ひびきの一丁目 1番104)	275.81	14, 783, 416
33	保留地第131-5号 (小敷ひびきの一丁目 1番103)	275.16	14, 748, 576
34	保留地第131-6号 (小敷ひびきの一丁目 1番102)	275.15	14, 748, 040
35	保留地第131-7号 (小敷ひびきの一丁目	275.08	14, 744, 288

	1 番 1 0 1 )		
3 6	保留地第 4 号 (若松区 塩屋二丁目 1 2 番 1 0 3)	4 4 . 5 5	7 8 4 , 0 8 0



北九州市公告第489号

保留地を一般競争入札により売り払うので、北九州市土地区画整理事業保留地処分規則（平成6年北九州市規則第14号）第13条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 入札参加申込書等の配布場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課  
電話 093-582-2469
  - (2) 期間 この公告の日から平成30年8月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分までの間
- 3 入札参加申込書の受付場所等
  - (1) 場所 前項第1号の場所と同じ。
  - (2) 期間 平成30年8月23日及び同月24日までの毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間
  - (3) 方法 申込書の提出は、持参によるものとし、来庁日時については、あらかじめ北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課に電話で連絡し調整すること。
- 4 入札及び開札の場所等
  - (1) 入札及び開札の場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階 第2入札室
  - (2) 入札日時 別表のとおり
  - (3) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- 5 入札に参加することができる者の資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定を準用するものとする。
  - (2) 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。  
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか次に掲げる者

- (ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
  - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
  - (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (ク) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- イ アに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ウ 北九州市（以下「市」という。）が行う市有地売払に関し、下記の事実があった後2年を経過していない者
- (ア) 入札を取り消されたことがある者
  - (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
  - (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
  - (エ) 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
  - (オ) 落札者及び当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）及び先着順買受申請者で契約の締結及び代金の納入に至らなかった者
- エ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- オ 市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属している者、これらの者と取引のある者及びこれらの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 共同で申し込む場合は、共同事業者（構成員）を含めた全ての者が前2号の条件を備えていること。

## 6 土地利用の条件

(1) 購入した保留地に、自ら、低層戸建専用住宅を建設しエンドユーザーに分譲すること。ただし、前項第2号ア及びカに該当する者に分譲することはできない。

(2) 購入した保留地を建築条件付で分譲することもできる。ただし、一定期間内（3箇月を目安とする。）に売主（保留地購入者）と建築物請負契約を締結しない場合、当該土地売買契約が当然解除される旨の特約を付すこと。

(3) まちづくりガイドライン「彩りのまち、響きのくらしの作法（まちづくりガイドライン）」を遵守すること。

(4) 購入した保留地については、環境共生や自然環境に配慮した統一感のある良好なまち並みを創出すること。

## 7 入札保証金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

入札参加者は、申込みの際、入札保証金として、10万円を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

入札保証金は、次に掲げる区分の定めるところにより返還する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

ア 落札者以外の競争入札参加者

競争入札の執行の日から2週間以内

イ 落札者

契約を締結したとき。

ウ 競争入札の中止、延期又は取消をしたとき

その決定後2週間以内

### (3) 充当

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

## 8 契約の締結

落札者は、一般競争入札落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、市と保留地売買契約を締結しなければならない。

## 9 契約保証金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

落札者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以

上に相当する金額を市に納付しなければならない。

(2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後に返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、返還しない。

(3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格がないのに入札したとき。
- (2) 入札保証金を納入しないとき又はその額が不足するとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき、入札首標金額を訂正したとき又は記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一入札物件について同時に2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理入札で委任状を提出しないとき又は他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (7) その他入札に際し不正の行為があったとき。

11 入札の中止等

- (1) 特別の事情がある場合は、競争入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。
- (2) 前号の場合において、入札者及び競争入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は、補償の責を負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について入札者若しくは落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、平成30年10月22日午前10時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。

13 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる場合のいずれかに該当するとき、申込みは、無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他一般競争入札実施要領等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、一般競争入札実施要領等による。

(4) この公告に係る保留地の売払いを担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2469

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	土地の所在	地目	地積 (㎡)	予定価格 (最低売却価格) (円)	
1	塩屋四丁目1 0番101か ら113まで	宅地	3,204.60	171,876,087	平成30年 10月11 日(木)午 前10時
2	塩屋四丁目1 5番101か ら113まで	宅地	3,208.48	165,664,373	平成30年 10月11 日(木)午 前11時
3	塩屋四丁目9 番101から 117まで	宅地	4,206.88	221,750,952	平成30年 10月11 日(木)午 後2時
4	塩屋四丁目4 番101及び 6番101か ら115まで	宅地	4,400.42	225,442,681	平成30年 10月11 日(木)午 後3時
5	塩屋四丁目7 番101から 111まで	宅地	2,580.07	137,131,418	平成30年 10月12 日(金)午 前10時

6	塩屋四丁目8 番101から 109まで	宅地	2,268.73	120,567,839	平成30年 10月12 日(金)午 前11時
7	塩屋四丁目1 6番101か ら107まで 及び17番1 01から10 6まで	宅地	3,572.43	184,298,338	平成30年 10月12 日(金)午 後2時
8	小敷ひびきの 一丁目2番1 01から10 7まで	宅地	2,277.21	109,990,106	平成30年 10月12 日(金)午 後3時
9	小敷ひびきの 一丁目3番1 01から11 1まで	宅地	2,963.00	142,312,557	平成30年 10月12 日(金)午 後4時